

居住支援法人が活用できる補助金等の一例

参考資料集

居住支援協議会等活動支援事業

令和2年度予算：共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業(10.5億円)の内数

目的

○ 住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅(新たな住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅等)への円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会等による住宅確保要配慮者の入居円滑化の取組み等を支援する。

[事業主体] 住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会等

[補助率] 定額 [上限額は以下を参照]

[事業期間] 令和2～6年度(5年間)

事業内容

居住支援協議会又は居住支援法人等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業への支援

【補助限度額】 10,000千円/協議会等(なお、外国人の入居の円滑化に係る活動を行う場合は12,000千円/協議会等)

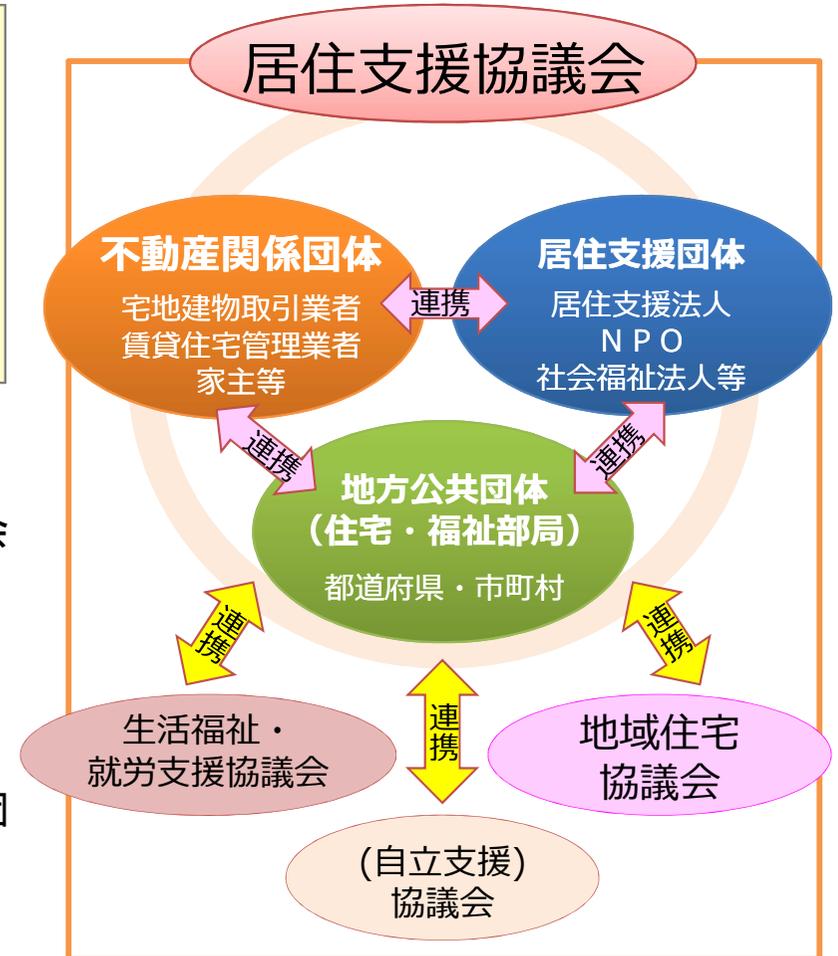
※ この他、新たな住宅セーフティネット制度やサービス付き高齢者向け住宅に関する周知・普及等の取組みに係る事業等への支援を実施

居住支援協議会の概要

- 地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- 設立状況; 97協議会(全都道府県・50市区町)が設立(R2.3.31時点)

居住支援法人の概要

- 都道府県により、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人・財団法人を含む)、社会福祉法人、居住支援を目的とする会社等が指定
- 設立状況; 293者(45都道府県)が指定(R2.3.31時点)



セーフティネット住宅(専用住宅)の改修費への支援

住宅確保要配慮者専用の住宅に係る改修費用に対して補助を行う。

[令和2年度予算]
 スマートウェルネス住宅等推進事業：250億円の内数
 社会資本整備総合交付金等の内数

| | 国による直接補助 【スマートウェルネス住宅等推進事業の内数】 ※令和2～4年度 | 地方公共団体を通じた補助 【社会資本整備総合交付金の内数】 |
|-------------|--|---|
| 事業主体等 | 大家等 | |
| 補助対象工事等 | ①共同居住用住居に用途変更するための改修・間取り変更、 ②バリアフリー改修(外構部分のバリアフリー化を含む)、 ③防火・消火対策工事、 ④子育て世帯対応改修、 ⑤耐震改修、 ⑥居住のために最低限必要と認められた工事(従前賃貸住宅を除く)、 ⑦居住支援協議会等が必要と認める改修工事 ※上記工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む)も補助対象 | <p>子育て世帯対応 (玄関の二重ロック化、ドアの指詰め防止)</p> <p>防火・消火対策 (運動型住宅用火災報知器への変更、スプリンクラー設置、内装不燃化)</p> <p>バリアフリー改修 (手すり、廊下幅、段差解消)</p> <p>耐震改修</p> <p>間取り変更</p> <p>外構バリアフリー化 (エントランスに手すり、スロープ設置)</p> <p><対象改修工事のイメージ(例)></p> |
| 補助率・補助限度額 | 国1/3 国費限度額:50万円/戸 ※①②③④⑤を実施する場合、補助限度額を50万円/戸加算 | 国1/3 + 地方1/3 |
| 入居対象者 | ・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 ・低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下) ・被災者世帯 等 | ・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 (月収38.7万円(収入分位70%)以下) ・低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下) ・被災者世帯 等 |
| 家賃 | ・公営住宅に準じた家賃の額※以下であること。 (75㎡以上の一戸建て、長屋建てはその1.5倍以内の額) ※公営住宅に準じた算定式による50㎡の住戸の家賃額(例 東京都文京区:6.7万円、大阪市:6.4万円、静岡市:5.4万円、青森市:4.4万円) | ・近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。 |
| その他 主な要件 | ・要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること。 ・情報提供やあっせんなど居住支援協議会等との連携が図られていること。 | |

セーフティネット住宅(専用住宅)の家賃・家賃債務保証料の低廉化支援

住宅確保要配慮者専用の住宅について、家賃及び家賃債務保証料の低廉化に係る費用に対して補助を行う。

[令和2年度予算]
公的賃貸住宅家賃対策補助：110.91億円の内数

| | 家賃低廉化に係る補助 | 家賃債務保証料の低廉化に係る補助 |
|-----------|---|---------------------------------|
| 事業主体等 | 大家等 | 家賃債務保証会社等 |
| 低廉化対象世帯 | 月収15.8万円（収入分位25%）以下の世帯 ※ 生活保護（住宅扶助）及び生活困窮者自立支援制度（住居確保給付金）を受給している世帯を除く。 | |
| 補助率・補助限度額 | 国1/2 + 地方1/2 （国費限度額：2万円/戸・月） | 国1/2 + 地方1/2 （国費限度額：3万円/戸・年） |
| | ※ 家賃と保証料に係る支援は、合計して24万円/戸・年を限度として併用可能。 | |
| 低廉化前の家賃 | 近傍同種家賃と均衡を失しないこと。 | — |
| 支援期間 | ・ 管理開始から原則10年以内等 ※ ただし、同一入居者への補助の総額が国費で240万円を超えない場合は、最長20年間 | |
| その他の要件 | ・ 高齢者を対象とする場合、高齢者居住安定確保計画等において、対象とする高齢者の考え方及び対象者数を明示すること。 ・ 同一世帯について3年を超えて家賃低廉化を行う場合、住宅確保要配慮者居住支援協議会等が3年ごとに当該世帯の家賃低廉化の継続必要性の審査を行うこと。 | — |

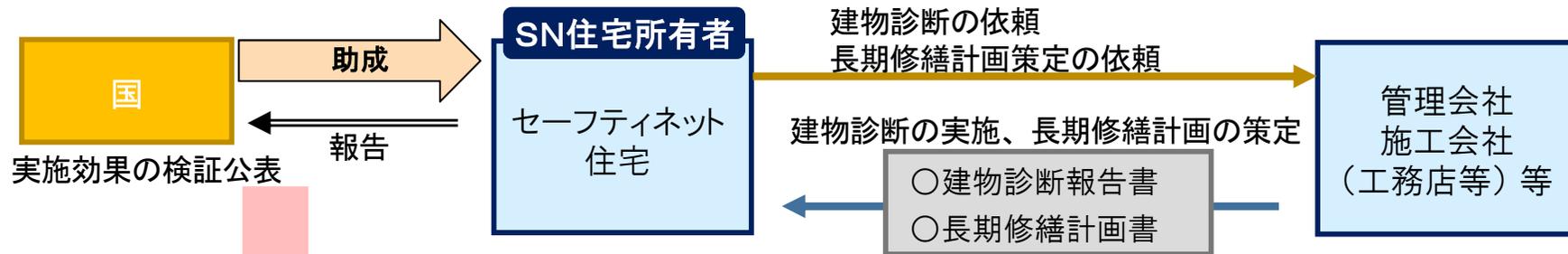
民間賃貸住宅計画修繕普及事業

目的

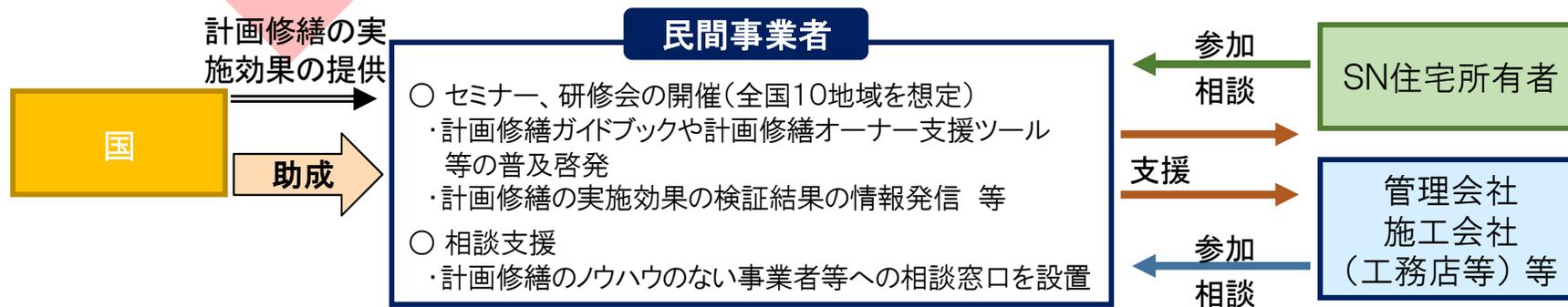
- セーフティネット住宅の計画的な維持管理による安定的な住宅セーフティネットの確保に向け、以下の取組に対し支援する。
 - ① セーフティネット住宅における建物診断及び長期修繕計画の策定とこれに基づく計画修繕の実施による効果等検証事業
 - ② 民間賃貸住宅の計画修繕に係る普及啓発事業（管理会社と工務店等が連携した相談体制の整備に向けた支援）

概要

① セーフティネット住宅における建物診断及び長期修繕計画の策定とこれに基づく計画修繕の実施による効果等検証事業



② 民間賃貸住宅の計画修繕に係る普及啓発事業（管理会社と工務店等が連携した相談体制の整備に向けた支援）



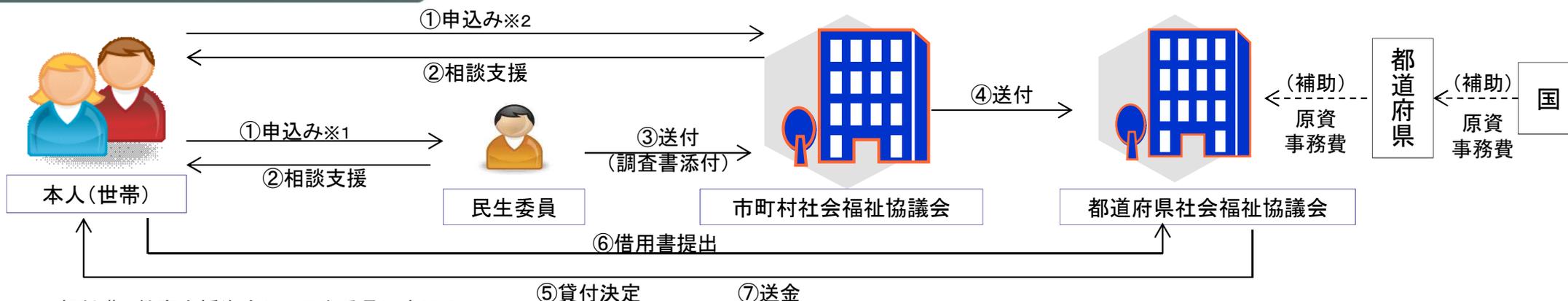
セーフティネット住宅の計画的な維持管理による安定的な住宅セーフティネットの確保

生活福祉資金貸付制度の概要

制度概要

| | | | |
|-------|--|---|-------------|
| 創設年度 | 昭和30年度 | 実施主体 | 都道府県社会福祉協議会 |
| 目的 | 低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。 | | |
| 貸付対象 | (低所得世帯)・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税相当) (障害者世帯)・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯 (高齢者世帯)・・・65歳以上の高齢者の属する世帯 | | |
| 資金の種類 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合支援資金(生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費) ・福祉資金(福祉費、緊急小口資金) ・教育支援資金(教育支援費、就学支度費) ・不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金) | | |
| 貸付金利率 | <ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人を立てた場合 無利子 ・連帯保証人を立てない場合 年1.5% | 注1 教育支援資金、緊急小口資金は無利子 注2 不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート(H31.4.1時点 年1.00%)のいずれか低い利率 | |

貸付手続き等の流れ



※1 福祉費、教育支援資金は、民生委員に申込み

※2 総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金は、市町村社会福祉協議会に申込み

生活福祉資金貸付制度の概要

| 資金の種類 | | | 貸付条件 | | | | 申込先 |
|--------|---------|---|--|--|---|---|--|
| | | | 対象者 | 貸付限度額等 | 据置期間 | その他 | |
| 総合支援資金 | 生活支援費 | ・生活再建までの間に必要な生活費用 | 低所得世帯 | (二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・貸付期間：原則3月以内 | 最終貸付日から6月以内 | 【償還期限】 据置期間経過後10年以内 | 市町村 社会福祉 協議会 |
| | 住宅入居費 | ・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 | | 40万円以内 | 貸付けの日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内 | 【貸付利子】 連帯保証人ありの場合：無利子 連帯保証人なしの場合：年1.5% | |
| | 一時生活再建費 | ・生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 ・就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 ・滞納している公共料金等の立て替え費用 ・債務整理をするために必要な経費 等 | | 60万円以内 | | 【連帯保証人】 原則必要(ただし、連帯保証人なしでも貸付可) | |
| 福祉資金 | 福祉費 | <ul style="list-style-type: none"> ・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な費用 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費 | 低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯 | 580万円以内 ※資金の用途に応じて目安額を設定 → 詳細はP4を参照 | 貸付けの日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内 | 【償還期限】 据置期間経過後20年以内 (例) ・療養、介護サービスを受けるのに必要な経費 →療養、介護サービス期間が1年を超えない時は5年 ・その他日常生活上一時的に必要な経費 →3年 | 民生委員 又は 民生委員 協議会 (注)一定の事情がある場合には、直接市町村社協に申込可 |
| | | | 【貸付利子】 連帯保証人ありの場合：無利子 連帯保証人なしの場合：年1.5% | | | | |
| | | | 【連帯保証人】 原則必要(ただし、連帯保証人なしでも貸付可) | | | | |
| 福祉資金 | 緊急小口資金 | ・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 | 低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯 | 10万円以内 | 貸付けの日から2月以内 | 【償還期限】 据置期間経過後 12月以内 【貸付利子】 無利子 【連帯保証人】 不要 | 市町村 社会福祉 協議会 |

※ 貸付の決定に当たっては、これらの貸付条件に加え、償還可能性の有無が考慮されることとなる。 6

生活福祉資金貸付制度の概要

| 資金の種類 | | | 貸付条件 | | | | 申込先 |
|------------|-------------------|---|-----------|--|-----------|---|--|
| | | | 対象者 | 貸付限度額 | 据置期間 | その他 | |
| 教育支援資金 | 教育支援費 | ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費 | 低所得世帯 | <高校>月3.5万円以内 <高専>月 6万円以内 <短大>月 6万円以内 <大学>月6.5万円以内 ※ 特に必要と認められる場合には1.5倍の額まで可能 | 卒業後6月以内 | 【償還期限】 据置期間経過後20年以内 【貸付利子】 無利子 【連帯保証人】 不要 | 民生委員 又は 民生委員協議会 (注)一定の事情がある場合には、直接市町村社協に申込可 |
| | 就学支度費 | ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 | | 50万円以内 | | | |
| 不動産担保型生活資金 | 不動産担保型生活資金 | ・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 | 低所得の高齢者世帯 | ・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 | 契約終了後3月以内 | 【連帯保証人】 要 ※推定相続人の中から選任 | 市町村社会福祉協議会 |
| | 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 | ・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 | 要保護の高齢者世帯 | ・土地及び建物の評価額の70%程度（集合住宅の場合は50%） ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 | | 【連帯保証人】 不要 | 市町村社会福祉協議会 |

補足 借入申込先について

※ 貸付の決定に当たっては、これらの貸付条件に加え、償還可能性の有無が考慮されることとなる。

「福祉資金」と「教育支援資金」については、居住地を担当区域とする民生委員又は民生委員協議会(以下、担当民生委員等)を通じ、市区町村社協を経由して、都道府県社協に借入れの申込みを行うこととなっている。

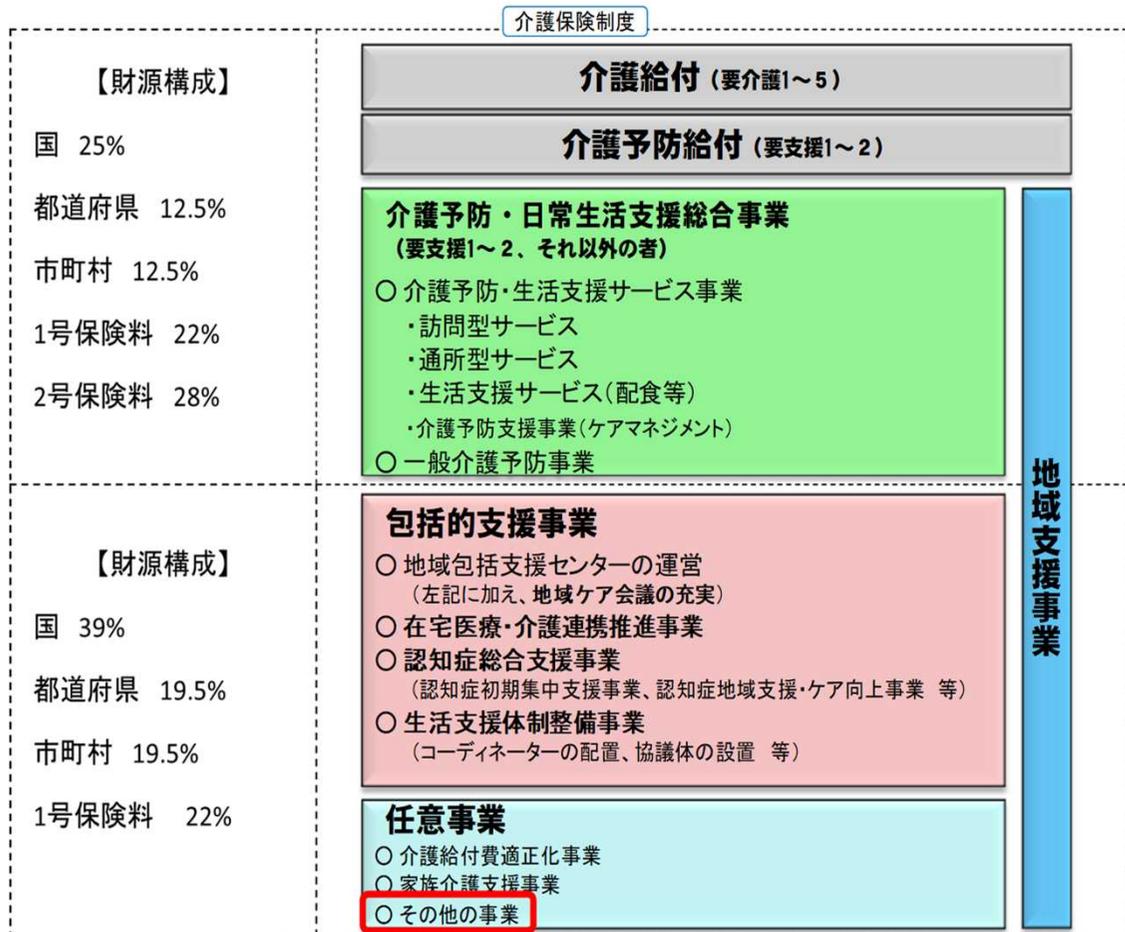
ただし、借入希望者が担当民生委員等を介さずに、直接市町村社協に相談した場合は、市町村社協にて相談・申込みを受け付けるが、申込手続きの過程において、本人の同意を得た上で、市町村社協から担当民生委員等に連携が図られる。

なお、以下の場合には、担当民生委員等を介さずに、直接市町村社協を経由して、都道府県社協に借入れを申し込むことができる。

- 緊急に資金の貸付けを必要とする特別の事情がある場合
- 都道府県社協会長が運営委員会の意見を聞いて定めた事由に該当する場合
- 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費
- 緊急小口資金の貸付けを受けようとする場合** など

地域支援事業等の活用による全国展開

- 平成26年度から「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を行ってきたが、平成29年度以降は、各地域で行われている先進的・効果的な取組について、**地域支援事業を始め、様々な方策を活用等しながら全国展開**を図っていく。
- 具体的には、**地域支援事業の一つにある「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」について、入居に係る支援等の内容をより明確にした上で、事業の拡充を行う。**



平成29年度から「地域支援事業の実施について」(実施要綱)を改正

- カ 地域自立生活支援事業
- 次の①から④までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。
- ① 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業
- 空き家等の民間賃貸住宅や、高齢者の生活特性に配慮した公的賃貸住宅(シルバーハウジング)、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等への高齢者の円滑な入居を進められるよう、これらの住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び助言並びに不動産関係団体等との連携による入居支援等を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する等、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。**

地域支援事業の概要

令和2年度予算 公費3,944億円、国費1,972億円

B1

○ 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

○地域支援事業の事業内容 ※金額は積算上の公費（括弧書きは国費）

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業) 2,016億円 (1,008億円)

① 介護予防・生活支援サービス事業

- ア 訪問型サービス
- イ 通所型サービス
- ウ その他の生活支援サービス（配食、見守り等）
- エ 介護予防ケアマネジメント

② 一般介護予防事業（旧介護予防事業を再編）

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(2) 包括的支援事業・任意事業

1,928億円 (964億円)

① 包括的支援事業

- ア 地域包括支援センターの運営
うちイ、社会保障充実分 534億円 (267億円)
 - i) 介護予防ケアマネジメント業務
 - ii) 総合相談支援業務
 - iii) 権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
 - iv) 包括的・継続的マネジメント支援業務
※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり 等

イ 社会保障の充実

- i) 認知症施策の推進
- ii) 在宅医療・介護連携の推進
- iii) 地域ケア会議の実施
- iv) 生活支援コーディネーター等の配置

② 任意事業

- ・介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

○地域支援事業の事業費

市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

【事業費の上限】

① 介護予防・日常生活支援総合事業

- 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額

② 包括的支援事業・任意事業

- 「26年度の介護給付費の2%」×「高齢者数の伸び率」

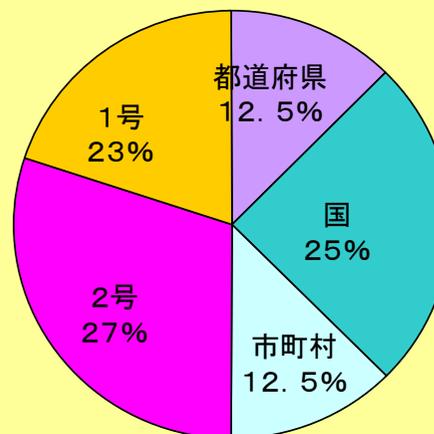
○地域支援事業の財源構成

（財源構成の割合は第7期以降の割合）

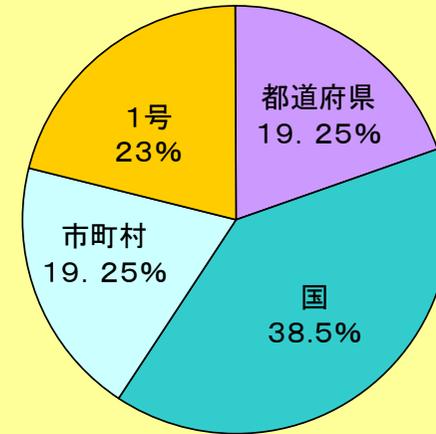
介護予防・日常生活支援総合事業

包括的支援事業・任意事業

【財源構成】



【財源構成】



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。

（国：都道府県：市町村＝2：1：1）

○事業の目的

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行う。

○事業の対象者

被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者。

○事業の対象者

地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能であり、具体的には以下に掲げる事業を対象。

介護給付等費用適正化事業

利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施。

【主要介護給付等費用適正化事業】

- ① 認定調査状況チェック
- ② ケアプランの点検
- ③ 住宅改修等の点検
- ④ 医療情報との突合・縦覧点検
- ⑤ 介護給付費通知

【その他】

- ⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業
- ⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業

家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施。

- ① 介護教室の開催
要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした教室の開催
- ② 認知症高齢者見守り事業
地域における認知症高齢者の見守り体制の構築
- ③ 家族介護継続支援事業
家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減
 - ア 健康相談・疾病予防事業
 - イ 介護者交流会の開催
 - ウ 介護自立支援事業
 - ・ 家族を慰労するための事業(慰労金)
 - ・ 介護用品の支給(H26年度に実施している保険者のみ)

その他の事業

介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施。

- ① 成年後見制度利用支援事業
- ② 福祉用具・住宅改修支援事業
- ③ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業
- ④ 認知症サポーター等養成事業
- ⑤ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業
- ⑥ 地域自立生活支援事業
 - ア 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業
 - イ 介護サービスの質の向上に資する事業
 - ウ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業(配食・見守り等)
 - エ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）
令和2年度予算額（令和元年度予算額）：5.3億円（5.3億円）

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業
令和2年度予算額（令和元年度予算額）：41百万円（41百万円）

令和2年度予算額（令和元年度予算額）：5.7億円（5.7億円）

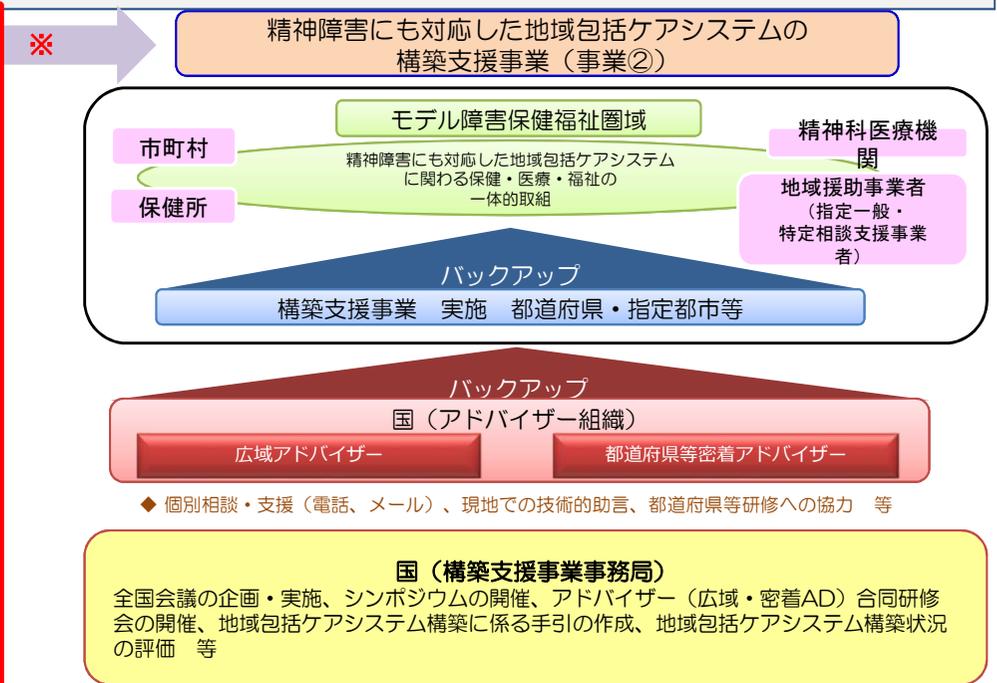
- ①…障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。
＜実施主体＞ 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市
- ②… ◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
◆関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。
＜参加主体＞ 都道府県・指定都市・特別区

※ ①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することも可能

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（事業①）

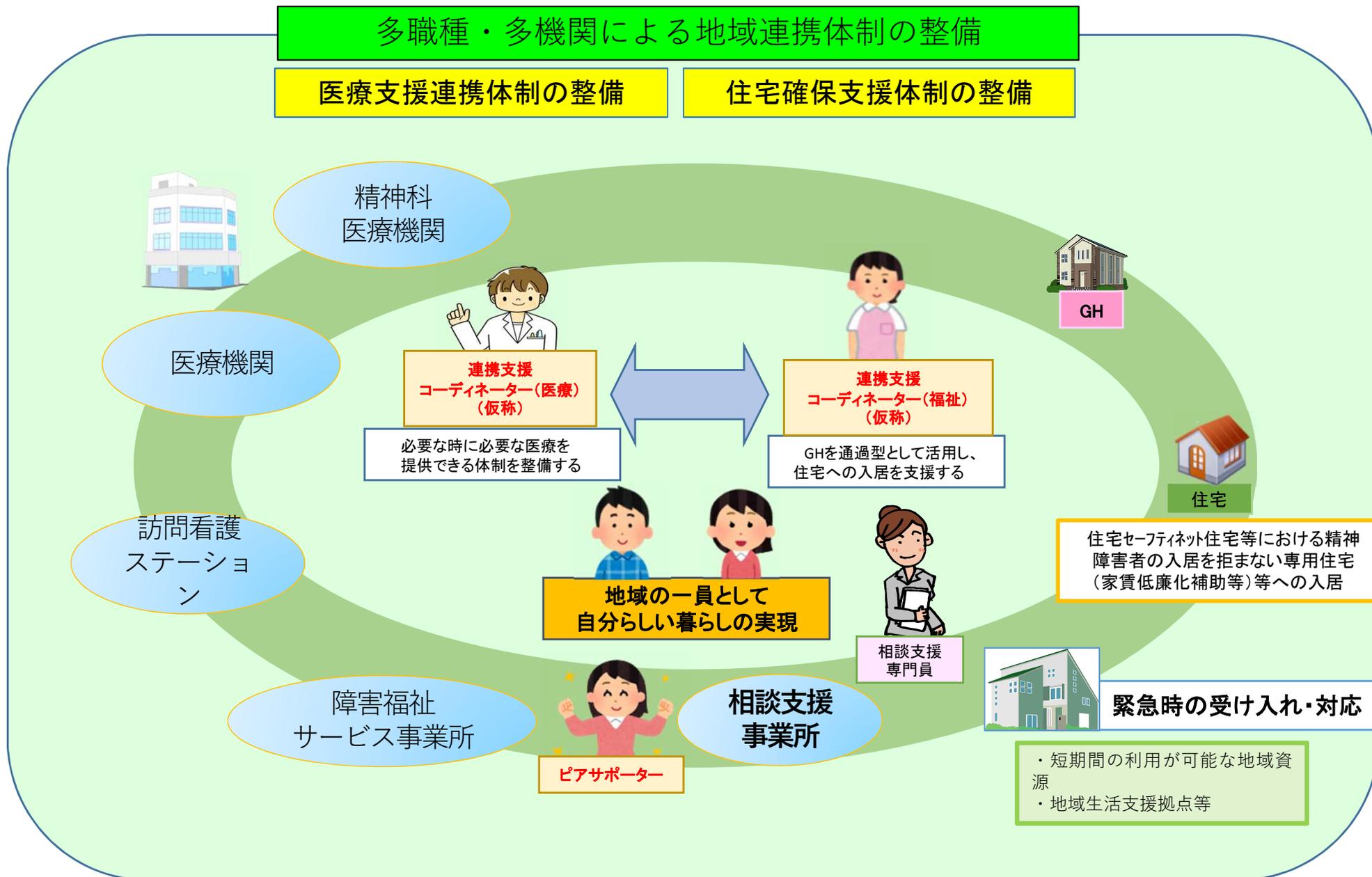
【事業内容】（1は必須）

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 普及啓発に係る事業
3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトリーチ支援に係る事業
7. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8. 構築推進サポーターの活用に係る事業（新）
9. 精神医療相談に係る事業
※精神科救急医療体制整備事業からの組み替え
10. 医療連携体制の構築に係る事業（新）
11. 精神障害者の地域移行・地位定着関係職員に対する研修に係る事業
12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
14. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業



多職種・多機関連携による地域連携体制整備事業

多職種・多機関連携を図り、地域での医療支援連携体制整備及び住宅確保支援連携体制整備を試行的に実施することにより、精神障害者が生活を送る上で必要となる支援内容等の明確化を図るための事業



障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

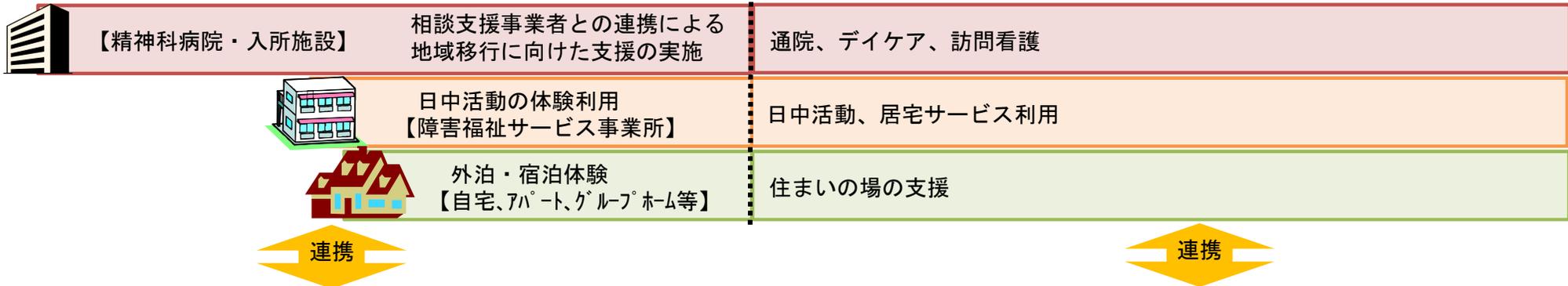
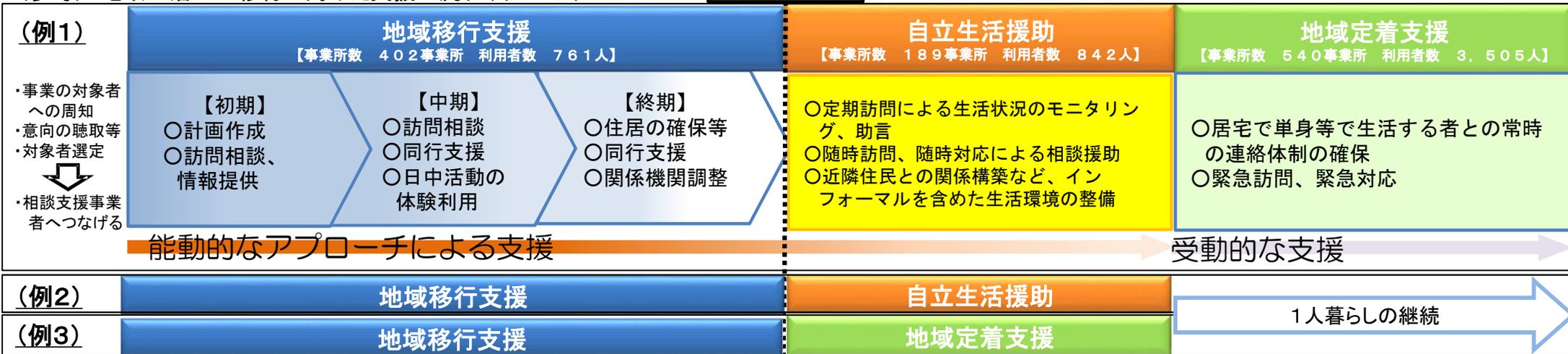
地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援： 障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【標準利用期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助： グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援： 居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所

【出典】令和元年12月サービス提供分(国民健康保険団体連合会データ)



自立支援協議会によるネットワーク化

自立生活援助

※平成30年4月～

○対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- ② 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者(※1)
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており(障害者同士で結婚している場合を含む)、家族による支援が見込めない(※2)ため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者
 - ※1の例
 - ・地域移行支援の対象要件に該当する施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
 - ・人間関係や環境の変化等により、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合(家族の死亡、入退院の繰り返し 等)
 - ・その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合
 - ※2の例
 - ・同居している家族が、障害のため介護や移動支援が必要である等、障害福祉サービスを利用して生活を営んでいる場合
 - ・同居している家族が、疾病のため入院を繰り返したり、自宅での療養が必要な場合
 - ・同居している家族が、高齢のため寝たきりの状態である等、介護サービスを利用して生活を営んでいる場合
 - ・その他、同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合

○サービス内容

- 一定の期間(原則1年間※)にわたり、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等より、当該利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。
- ※ 市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合は更新可能

○主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 地域生活支援員1以上 (25:1が標準)

○報酬単価(平成30年4月～)

■基本報酬

| | |
|--|---|
| 自立生活援助サービス費(Ⅰ) (1)地域生活支援員30:1未満で退所等から1年以内の場合 [1,547単位] (2)地域生活支援員30:1以上で退所等から1年以内の場合 [1,083単位] | 自立生活援助サービス費(Ⅱ) (1)地域生活支援員30:1未満でⅠ以外の場合 [1,158単位] (2)地域生活支援員30:1以上でⅠ以外の場合 [811単位] |
|--|---|

■主な加算

| | | |
|---|--|---|
| 初回加算 指定自立生活援助の利用を開始した月 500単位/月 | 同行支援加算 外出する利用者に同行して支援を行った場合 500単位/月 | 特別地域加算 中山間地域等に居住する利用者に対して、支援を行った場合 230単位/月 |
|---|--|---|

○事業所数 189(国保連令和元年12月実績)

○利用者数 842(国保連令和元年12月実績)

地域移行支援

○対象者

- 以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者
 - 障害者支援施設、療養介護を行う病院、救護施設・更生施設、矯正施設又は更生保護施設に入所している障害者等
 - ※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
 - 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者

○サービス内容

- 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談
- 地域移行にあたっての障害福祉サービスの体験的な利用支援
- 地域移行にあたっての体験的な宿泊支援

○主な人員配置

- 従業者
 - ・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

○報酬単価（平成30年4月～）

- 基本報酬
- 地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,044単位／月
- 地域移行支援サービス費（Ⅱ） 2,336単位／月

(Ⅰ)の算定要件

- ①社会福祉士又は精神保健福祉士、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。
- ②前年度に地域移行した利用者が1人以上であること。
- ③障害者支援施設又は精神科病院等と緊密な連携が確保されていること。

■主な加算

| 初回加算 | 集中支援加算 | 退院・退所月加算 | 障害福祉サービスの体験利用加算 | 宿泊体験加算 |
|-----------------------------|--------------------------------|------------------------|--|---|
| 地域移行支援の利用を開始した月に加算 500単位 | 月6日以上面接・同行による支援を行った場合 500単位 | 退院・退所する月に加算 2,700単位 | 障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合 開始日～5日目 500単位 6日目～15日目 250単位 | 一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 300単位 夜間の見守り等の支援を行った場合 700単位 |

○事業所数 402(国保連令和元年12月実績)

○利用者数 761(国保連令和元年12月実績)

地域定着支援

○対象者

■以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。

- 居宅において単身で生活する障害者
- 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
 - ※ 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者も含む。
 - ※ グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については対象外。

○サービス内容

- 常時の連絡体制を確保し、適宜居宅への訪問等を行い利用者の状況を把握
- 障害の特性に起因して生じた緊急の事態における相談等の支援
- 関係機関との連絡調整や一時的な滞在による支援

○主な人員配置

- 従業者
 - ・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

○報酬単価（平成27年4月～）

■基本報酬

| | | |
|-------------|-----------|------------------------------------|
| 地域定着支援サービス費 | 体制確保費 | 304単位／月(毎月算定) |
| | 緊急時支援費(Ⅰ) | 709単位／日(緊急時に居宅訪問又は滞在型の支援を行った場合に算定) |
| | 緊急時支援費(Ⅱ) | 94単位／日(緊急時に電話による相談援助を行った場合に算定) |

■主な加算

特別地域加算(15%加算)
 中山間地域等に居住している者に対して支援した場合

○事業所数 540(国保連令和元年12月実績)

○利用者数 3,505(国保連令和元年12月実績)

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

【概要】

賃貸契約による一般住宅（※）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。

【地域生活支援事業費等補助金 平成30年度 493億円】

※「一般住宅」とは、公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て）のことをいう。

【実施主体】

市町村（共同実施も可能）（指定相談支援事業者等へ委託することができる。）

【対象者】

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。

ただし、原則として、現に障害者支援施設や精神科病院等に入院している精神障害者に係るものは除く。

【事業の具体的内容】

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、障害者と家主等との入居契約手続きにかかる支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談・助言、入居後の緊急時における対応等を行う。

(1) 入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援。）

※地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じその利用支援を行う。

(2) 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整（利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。）

※ 経過的取扱い

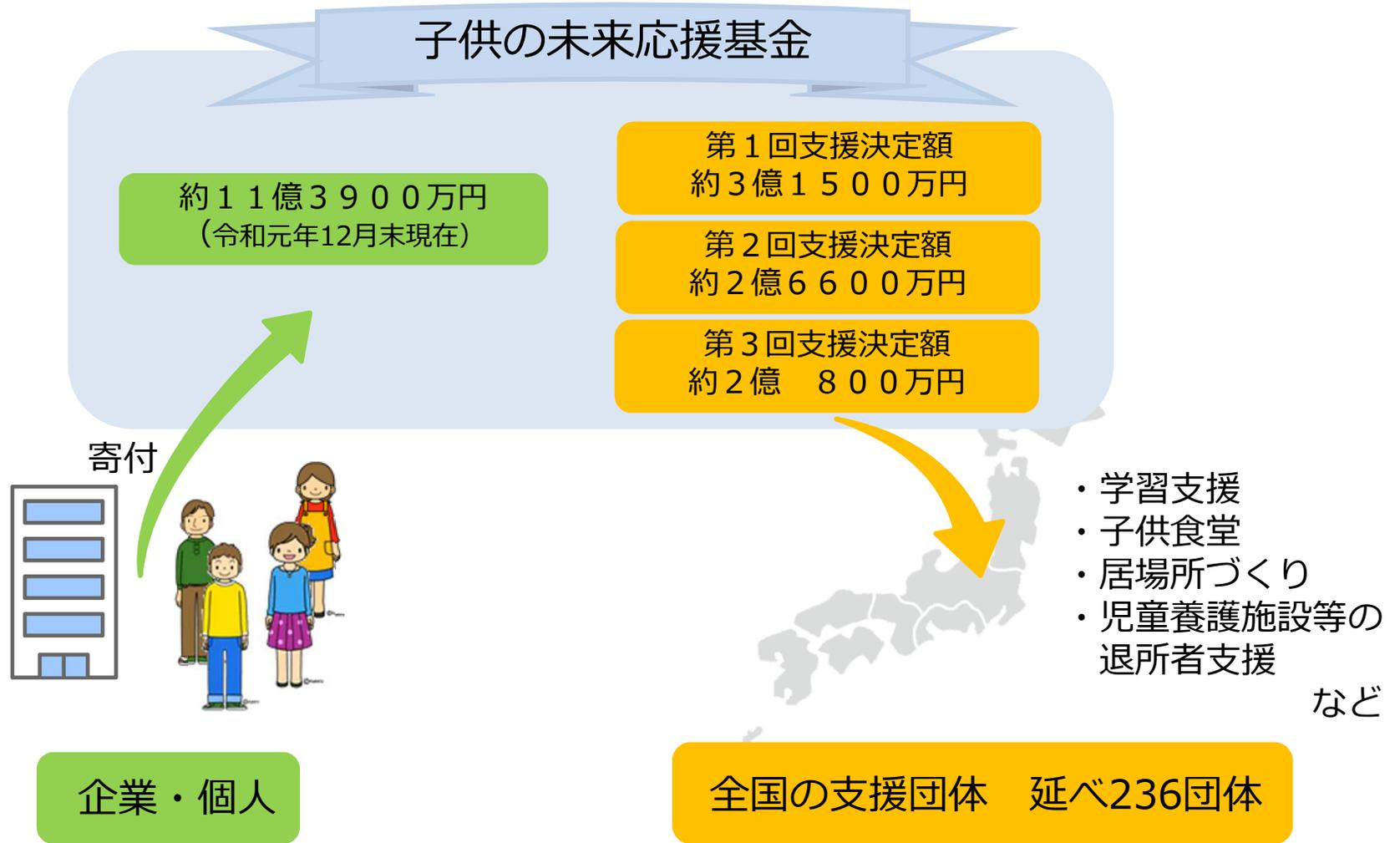
以下の事業については、地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できる。

(1) 現に障害者支援施設や精神科病院等に入所・入院している障害者に対する上記事業の実施

(2) 24時間支援

夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援を行う。

子供の未来応援基金の仕組み



「何かをしたい」という思いをつなげる

基金による支援対象事業等について

1. 令和2年度事業の内容

草の根で貧困の状況にある子供たちに寄り添った支援活動を行うNPO法人等を支援し、社会全体で子供の貧困対策を進める環境、応援ネットワークを構築



様々な困難を抱える子供たちに寄り添ったきめ細やかな支援を届ける

2. 対象団体

- ① 公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）
- ② 一般法人（一般社団法人又は一般財団法人）
- ③ NPO法人（特定非営利活動法人）
- ④ その他ボランティア団体、町内会など非営利かつ公益に資する活動を行う法人又は任意団体

基金による支援対象事業等について

| 対象事業 | 期待する効果の例 | 審査の視点 | 支援対象経費等 |
|---|-----------------------------|---|--|
| ア. 様々な学びの支援 | 進学率の向上や 退学率の低減等 | ①計画性 目的に沿った目標の達成に向けた計画が立てられているか ②連携 地域における多様な関係者と連携する工夫があるか ③広報 積極的な広報、情報発信の工夫があるか ④継続性 基金による支援後の見通しがあるか | 事業 A 新規又は拡充事業について活動を支援し、団体の運営基盤の強化を図る事業。 ※これまでの支援事業と同様 支援額：上限300万円 支援回数：原則 3 回まで ※次回以降、B 事業への申請は不可 |
| イ. 居場所の提供・相談支援 | 社会的孤立の解消等 | | 事業 B（少額支援枠） New 小規模での活動を行う団体に対する支援として、以下の種類の支援枠を新設。 支援額：30万円 or 100万円 支援回数：原則 3 回まで ※次回以降事業 A に移行する場合は両事業を合わせて原則 3 回まで ※事業費が少額の団体に対する支援の強化の観点から、これまで基金による支援を受けたことがなく、設立後 5 年以内又は新規事業・実施後間もない事業を行う団体に限る |
| ウ. 衣食住など生活の支援 | 栄養ある食事の確保や正しい生活習慣の習得等 | | |
| エ. 児童又はその保護者の就労の支援 | 就労率の向上や安定した収入の確保等 | | |
| オ. 児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する支援 ※ア～オのほか、「その他、貧困の連鎖の解消につながる事業」も対象事業となる。 | 児童養護施設退所者の生活基盤の確立、里親委託率の向上等 | | |

2 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

貸付金の種類

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

貸付条件等

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3

【令和元年度予算】31.2億円

貸付実績《平成30年度》

- | | |
|---|----------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 母子福祉資金：169億7,932万円（29,729件） ② 父子福祉資金：7億7,412万円（1,481件） ③ 寡婦福祉資金：2億9,955万円（460件） | ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係 |
|---|----------------------------|

母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

(令和2年4月1日現在)

| 資金種類 | 貸付対象等 | | 貸付限度額 | 貸付期間 | 据置期間 | 償還期限 | 利率 |
|--------|---|--|--|------|------|------|--------------------------|
| 事業開始資金 | <ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦 | 事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金 | <p style="text-align: right;">2, 930, 0</p> <p>00円</p> <p style="text-align: right;">団体 4, 410, 00</p> <p>0円</p> | | 1年 | 7年以内 | (保証人有)無利子 (保証人無)年1.0% |
| 事業継続資金 | <ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦 | 現在営んでいる事業（母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金 | <p style="text-align: right;">1, 470, 0</p> <p>00円</p> <p style="text-align: right;">団体 1, 470, 00</p> <p>0円</p> | | 6ヶ月 | 7年以内 | (保証人有)無利子 (保証人無)年1.0% |

1. 事業内容

【令和2年度予算額】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

①社会的養護自立支援事業<<拡充>>

里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。

[拡充内容]

- ・ 児童養護施設等の退所者が気軽に集まれる場を常設する場合に必要な経費を補助する。

②身元保証人確保対策事業

児童養護施設や婦人保護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

2. 実施主体

- ①都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）※母子生活支援施設：市及び福祉事務所設置町村
- ②都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助基準額

①社会的養護自立支援事業

- ・ 支援コーディネーター配置 1か所当たり 6,181千円
- ・ 居住費支援 1人当たり月額 里親86千円、児童養護施設383千円等
- ・ 生活費支援 1人当たり月額 就学・就労をしていない者51,350円、就学している者11,190円、一般住宅（就学後中退した者）50,000円等
- ・ 生活相談支援 賃金 1か所当たり 常勤2名以上配置10,111千円、左記以外6,875千円
事務費 1か所当たり 対象者が気軽に集まれる場を常設する場合4,785千円<<拡充>>、左記以外2,165千円
- ・ 就労相談支援 1チーム当たり 5,735千円
- ・ 学習費等支援 特別育成費 基本額 1人当たり月額24,420円、資格取得等特別加算 1人当たり57,610円
補習費 1人当たり月額20,000円 補習費特別分 1人当たり月額25,000円
就職支度費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円
大学進学等自立生活支度費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円

②身元保証人確保対策事業

- ・ 就職時の身元保証 年間保険料10,560円
- ・ 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料19,152円
- ・ 大学・高等学校等入学時の身元保証 年間保険料10,560円

4. 補助率

- 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2
- 国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4

<児童相談所等>



①支援コーディネーター（全体を統括）

- ※ 児童の措置解除前に、支援担当者会議を開催し、退所後の生活等を考慮した継続支援計画を作成
- ※ 関係機関と連携しながら、継続支援計画に基づく支援状況を把握し、生活状況の変化などに応じて計画を見直し

<民間団体への委託等> ②生活相談支援担当職員（生活相談支援）



- ※ 居住、家庭、交友関係・将来への不安等に関する生活上の相談支援
- ※ 対象者が気軽に集まる場を提供する等の自助グループ活動の育成支援 等
→ 児童養護施設等の退所者が気軽に集まれる場を常設する場合に必要なとなる経費の補助を創設

③就労相談支援担当職員（就労相談支援）

- ※ 雇用先となる職場の開拓 ・ 就職面接等のアドバイス
- ※ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ 等

対象者の状況に応じて必要な支援を実施

措置解除

（家庭復帰又は自立した児童）



（施設等の入所児童）

- ※ 措置費による支弁



- ※ 家庭復帰・自立した者の家賃・生活費については、「自立支援資金貸付事業」の活用が可能



- ④住居費支援（里親・施設の住居費を支援）
- ⑤生活費支援（大学進学者等の生活費を支援）
- ⑥学習費等支援（進学希望者の学習塾費等を支援）

（引き続き施設等に居住する児童）

- ※ 措置解除後も特に支援の必要性が高く、施設等において居住の場を提供する場合、措置費に準じて居住費等を支給。

目的

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、所要の求職活動等を条件に住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。
- ※ 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われていた住宅支援給付事業（平成26年度末までの事業）を制度化。

住居確保給付金の概要

➤ 支給対象者

- イ) 離職等後2年以内または
 -) 休業等により就業の機会が減少し、離職等と同程度の状況にある方
- エ) 離職等の前に世帯の生計を主として維持していたことまたは
 -) 申請月において世帯の生計を主として維持していたこと
- 国の雇用施策による給付等を受けていないこと

➤ 支給要件

- ①収入要件：申請月の世帯収入合計額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）＋家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。
（東京都1級地の場合）単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
- ②資産要件：申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×6（ただし100万円を超えない額）以下であること。
（東京都1級地の場合）単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
- ③求職活動等要件：誠実かつ熱心な求職活動（当分の間）等

➤ 支給額

賃貸住宅の家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額）（東京都1級地の場合 単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円）

- ### ➤ 支給期間
- 原則3か月間（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

期待される効果

- 有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

地域居住支援事業（一時生活支援事業の拡充）

- 一時生活支援事業（シェルター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供）【補助率2/3】を拡充し、**シェルター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者等**に対して一定期間（1年間）、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより居住支援を強化。

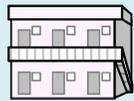
一時的居住のフェーズ 《一定の住居を持たない生活困窮者》

恒久的居住のフェーズ

個別支援

一時的居住の確保

- 生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設（シェルター）等における一定期間の衣食住の提供 等



入居に当たっての支援

- 不動産業者等に同行し、物件や家賃債務保証業者探し、賃貸借契約などの支援を行うとともに円滑な入居を支援。
- 病院のMSW等と連携し、退院・退所後に居住支援を必要とする者を把握した上で、自立相談支援事業における継続的な支援を行う。
→ 適切な住居の確保のための専門的視点を有した上で、宅地建物取引業者、家主、住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人などと連携した支援が必要。

居住を安定して継続するための支援

- シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者等を対象に、訪問等による居宅における見守り支援や地域とのつながり促進支援（※）などの、自立した生活に向けた“アフターフォロー”を実施。

※ 「地域とのつながり促進支援」とは、共同利用のリビングを設けるなどにより、日常生活上の相談に応じたり、緊急事態が生じた場合に対応できるよう、地域住民や近隣に居住する低所得者同士の家族的な助け合いの環境づくりの支援をいう。

（支援終了後を見据えた）
支援体制の構築支援

安定した地域生活

環境整備

- 自治体において様々な居住支援サービスの情報を収集した上で、取り組みが低調なサービスはその担い手を開拓、確保する。
 - ・保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件情報を収集。
 - ・民間の家賃債務保証や協力を得やすい不動産事業者等の情報収集。
 - ・緊急連絡先の代わりになりうる、見守り・安否確認サービス等の情報について、市町村の福祉担当や社会福祉協議会などから収集。
 - ・家賃債務保証や緊急連絡先の引き受けについて、社会福祉法人等に打診、スキームづくり。
 - ・緊急連絡先がなくても入居時に制限がかからない、安価な住居を自ら提供する社会福祉法人等を開拓。
- 居住支援関係機関（宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等）等との連携体制を確保する。



居宅生活移行総合支援事業の実施 — 無料低額宿泊所等からの居宅移行支援

要求要旨

実施主体：都道府県、指定都市、福祉事務所設置自治体（補助率：3／4）

- 従前より、無料低額宿泊所の入居者等に対する居宅生活への移行支援として、入居者等へ日常生活における自立支援・就労支援を行う「居宅生活移行支援事業」を実施しており、また居住先の確保が困難な者について、家賃の代理納付の推進や不動産業者への同行など居宅の確保支援を行う「居住の安定確保支援事業」を実施してきたところである。
- 今般、令和2年4月より無料低額宿泊所の最低基準を制定し、日常生活支援住居施設への委託制度が創設されることを踏まえ、これら2事業を再編して、一時的な宿泊施設である無料低額宿泊所や簡易宿所等からの居宅生活移行を一層推進するとともに、退去後の地域生活定着支援を実施するなど、安定した居宅生活に向けて総合的な支援体制を構築する事業を新たに創設する。

事業概要

1. 無料低額宿泊所入居者等に対する居宅生活移行支援（支援期間6か月～最長1年間）
 - 居宅移行に向けた相談支援
 - ・転居先の希望聴取、転居先候補の照会、不動産業者への同行や現地確認、契約手続き等への助言
2. 居宅生活移行後の地域生活定着支援
 - 安定した居宅生活の継続に向けた相談支援等（支援期間：原則1年間）
 - ・巡回や電話による見守り、食事や衛生・各種支払い状況の定期確認、緊急時の連絡体制確保、その他困りごとに関する相談等
3. その他、居宅移行支援のための環境整備
 - 不動産事業者への働きかけ等
 - ・家賃の代理納付の推進、転居先の開拓、連帯保証人が不要である等生活困窮者が入居しやすい住宅のリスト化等
 - 関係機関との連携・体制構築
 - ・居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、地域住民、介護サービス事業者等との連携

